

令和7年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 F A Q

【 補助対象経費 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新： 2025/4/10

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	共通	送料も対象か。	対象外。	2025/2/25
2	共通	共通	教職員個人が立替払いをした場合も対象か。	園(法人)が支出したことを確認できない経費は対象外。	2025/2/25
3	共通	共通	納品先が園・法人以外の場合も対象か。	対象外。	2025/2/25
4	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	いつ購入したものが対象か。	令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に購入したものが対象となる予定です。 ※補助対象期間は変更となる場合があります。 ※-契約(注文)、納品、支出等が当該期間外の場合は対象外です。	2025/2/25
5	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	消耗品は対象となるか。	対象外。	2025/4/10
6	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	対象外となる短期間のうちに消耗する物品の目安は？	概ね1年前後で再度の用に供し得なくなる物品。	2025/4/10
7	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	遊具とは何か。	遊びに供するために利用される道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・1台50万円未満のもの ・大規模工事を伴うもの ・園庭の大部分を占めるもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの ・遊具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» すべり台、ジャングルジム、ブランコ、シーソー、複合遊具 等 «対象とならないものの具体例» 園庭に固着する砂場やプール、砂場の砂、安全対策用の柵やネット、倉庫、園庭の芝生化 等	2025/2/25
8	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	組み立て式ユニットプールは対象か。	大規模な設置工事を伴わず、設置後も取付・取外などができるものは対象です。 ※園庭に固着するものは対象外です。	2025/2/25
9	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	アスレチック遊具の一部が劣化したため、当該部分を取り換える費用は対象か。	既存遊具にかかる費用は対象外です。	2025/2/25
10	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	遊具の設置にあたり必要な地ならし等の工事経費は対象か。	対象外	2025/2/25
11	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	既存遊具の撤去費用は対象か。	対象外 ※その他、整備費用なども対象外	2025/2/25
12	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	運動用具	運動用具とは何か。	運動・スポーツに供する道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・運動用具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 鉄棒、平均台、体育用マット 等	2025/2/25
13	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	教具とは何か。	幼児教育に資するために利用される道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・教具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 楽器、園児用机・椅子、音響設備、学級用テレビ、カメラ・PC・タブレット、教育用アプリケーションソフト 等 «対象とならないものの具体例» 本棚、ロッカー、道具入れ、コピー機、職員室の机や椅子 等	2025/2/25
14	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	教具としてのPC設置に伴う無線LAN工事は対象か。	PC設置に伴い、真に必要である場合は対象。	2025/2/25
15	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	保健衛生用品とは何か。	園児の保健衛生管理にかかわるもの。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・1式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・保健衛生用品であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 日よけテント、エアコン、空気清浄機、AED 等 «対象とならないものの具体例» 掃除機、洗濯機、乾燥機、オーブンレンジ、調理室等に設置する業務用冷蔵庫、芝刈り機、災害対策物品、保管庫 等	2025/2/25
16	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	どのようなエアコンが対象か。	家庭用エアコン等、取付・取外が容易に行えるものが対象です。 ※天井や壁への埋め込み式などは対象外です。	2025/2/25
17	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	どのような日よけテントが対象か。	組み立て式テント等、教職員により取付・取外が容易に行えるものであって、熱中症対策に資するものが対象です。	2025/2/25
18	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	コロナ対策としてのサーキュレーター、サーモカメラ等は対象か。	園児の保健衛生管理にかかわるものであることを説明できる場合は対象。	2025/2/25
19	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	「一式購入10万円以上」の考え方は。	1度の購入契約で、単価もしくはカタログ等でセット販売されている価格が10万円以上の物品を購入することをいう。セット販売ではないもの(単品)の足し上げて10万円以上とするのは対象外。 «例» ① 1台3万円の平均台を4台購入した場合（3万円×4台＝12万円）⇒対象外 ② 平均台4台セット12万円を1式購入した場合（12万円×1式＝12万円）⇒対象 ③ 1台9万円の空気清浄機を1台、2万円分の日よけテントを一度に購入した場合（9万円＋2万円＝11万円）⇒対象外	2025/4/10
20	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。	2025/2/25
21	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	3号園児が使用するものも対象か。	3号園児のみが使用するものは対象外。	2025/2/25

令和7年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 F A Q

【 補助対象経費 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新：2025/4/10					
No.	事業	品類	質問	回答	更新日
22	認定こども園等の業務体制への支援	共通	雇上費は賃金のみが対象か。	他の職員の人件費(雇用する場合の経費)と同様の扱いで可。	2025/2/25
23	認定こども園等の業務体制への支援	共通	雇用者の対象経費の算出方法は。	■雇い上げの場合 (例) 勤務時間数×時給単価×申請業務の割合 ■外務委託の場合 (例) 契約金×申請業務の割合	2025/2/25
24	認定こども園等の業務体制への支援	共通	他の業務も請け負っている職員を対象することは可能か。	申請業務に従事した部分に限り対象。なお、根拠資料で、申請業務との切り分けが確認できない場合は、対象外。	2025/2/25
25	認定こども園等の業務体制への支援	共通	申請業務等の外部委託とは具体的にどのようなものか。	認定こども園の移行準備に関しては、コンサル会社等への委託、司法書士・行政書士等への申請書作成委託など。園務の平準化支援に関しては、園独自に補助員等を採用するのではなく、企業等に補助員配置を委託すること。	2025/2/25
26	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	すでに雇用している職員に申請業務を行わせる場合、当該職員にかかる人件費の一部を対象とすることは可能か。	本補助金の趣旨は、認定こども園等への移行に係る事務負担を軽減するため、新たに職員を雇用する場合の雇上費等に対して、補助を行うものである。そのため、 ・正規職員・特別職非常勤職員（専門知識を持っている職員を必要とする場合に一定期間雇用される職員）については、正定勤務分は対象外。ただし時間外分を切り分けるなど申請業務に係ることが明確である場合は対象とすることができる。 ・臨時的任用職員（正規職員が一時的に欠けるなど緊急の場合や、臨時の職がある場合などに任用された職員）については、時間・期間等、申請業務に係る部分の切り分けを適切にできる場合は正定勤務分を対象とすることができる。	2025/4/10
27	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	行政機関との調整に必要な旅費は対象か。	対象外。	2025/2/25
28	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	事前準備にかかる経費は対象か。	対象外。 (例) 保育料引き落としのための取引銀行との調整 (例) 入園手続きに係る業務 (例) 公定価格の試算、適正定員の検討	2025/2/25
29	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	申請前後の検討に関する経費は対象か。	対象外。どんなこども園にするか、といった検討に係る費用も対象外。	2025/2/25
30	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	認定こども園への移行に係る保護者への周知に係る部分は対象としてよいか。(例：説明会対応、周知文書作成等)	周知に係る部分を一体的に外部委託する場合は対象にしても可。 ※しおりやパンフレット作成のみを外部へ委託する場合は対応外	2025/2/25
31	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	来年度4月1日までに認可を受けられなかった場合、どうなるか。	交付できない。交付後に、移行できていないことが判明した場合は、交付決定を取り消しを行い、返還を命ずる。	2025/2/25
32	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	幼稚園のまま新制度へ移行する場合も対象か。	対象。	2025/2/25
33	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	業務負荷が大きい時間とは具体的にどこを指すのか。	具体例としては、朝の登園や昼食の時間、プール活動時などを想定しているが、各園によって教員の業務負荷が大きく園児の安心・安全を確保することが難しくなる時間帯は異なることから、これ以外にも合理的な説明ができれば対象となり得る。	2025/2/25
34	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	複数年の雇用を前提とした場合、申請することは可能か。	2年目以降の経費は補助対象外となるため、初年度にかかる費用のみを切り分けることが可能であれば、初年度のみ申請の対象となり得る。	2025/2/25
35	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	国費での重複受給を認めないとあるが、公定価格算定に含まれる人員は対象外であるという認識でよいか。	ご認識の通り。	2025/2/25
36	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	交付決定年度以前から雇用している非常勤職員等が交付決定年度に契約を更新した場合も対象となるのか。	すでに雇用した人物においても契約更新の際に、新たに当該業務内容を追加して雇用する場合は対象となり得る。この場合、対象業務が適切に切り分けられ客観的に把握できるようにすること。	2025/2/25
37	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～幼稚園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修（新人研修、管理職研修等） ・研修という名目で開催されないもの（講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など）	2025/2/25
38	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～認定こども園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ・教育の質の向上に資する研修 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修（新人研修、管理職研修等） ・研修という名目で開催されないもの（講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など）	2025/2/25
39	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	同一の教職員が、複数回受講する場合、研修参加教職員の人数はどのように考えればよいか。	同一の教職員が複数回受講する場合、参加人数として重複して計上することはできません。 例：研修①参加者：Aさん Bさん 研修②参加者：Aさん Bさん Cさん 研修③参加者：Cさん Dさん ⇒単純に合計すると7人ですが、A～Cさんを重複して計上できないため、この場合は【4人】となります。	2025/2/25
40	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	研修会の内容検討・見直しに係る相談会は対象か。	対象外。	2025/2/25
41	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	初期設定費や保証費を対象経費に含めることは可能か。	左記の費用がオプション費用としての位置づけであれば対象外。	2025/2/25
42	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入に係る研修会・説明会に係る費用は対象か。	対象外。	2025/2/25
43	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、導入に伴う附属品や備品の購入が必要な場合、これらの購入費は対象か。	当該システムが補助対象となるシステムである場合、導入に伴う附属品や備品の購入費は対象。	2025/2/25
44	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、月額使用料が発生する場合、これらの費用は対象か。	導入初年度に係る経費のみ対象。 ※導入初年度中に、次年度以降の月額使用料や通信費・リース料等を支払う場合、それらの経費については対象外。	2025/2/25
45	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システムの保守費やリース料、通信費等を複数年契約した場合は、対象か。	単年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、導入初年度に係る経費のみ対象。 ※ただし、導入初年度以降も継続して使用することに努めなければならない。	2025/2/25
46	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	パソコンやタブレット等の備品のみを購入する場合も対象か。	システム導入にあたり必要となる備品等の購入費等を対象とする。ただし、システムを使用するために必要な備品等の更新に必要な経費も対象となる。 ※例えば以下の場合などは対象外。 ・教職員に対し、1人1台パソコンを支給したい ・古くなったので買い替える ・主に園児が教具として使用する	2025/2/25
47	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	購入したタブレットやパソコン等の備品を園児が使用することはできるか。	購入されたタブレット等の備品については、主目的である教育に係る資料の電子化に支障のない範囲において、園児が活用することは問題ない。	2025/2/25
48	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	既存システムに係る費用はどこまで対象か。	既存システムに新たな機能を追加するための改修費やオプション購入費は対象。 ※例えば以下の場合などは対象外。 ・既存システムに係る月額使用料やリース料、通信費、保守費	2025/2/25
49	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	別紙P.10の留意事項に記載のある「(やむを得ない事情による場合を除く。)」とは、どのような場合があるのか。	以下のものが考えられる。 ・システム運営会社の都合により、システムのサービスが使用できなくなる場合	2025/2/25
50	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	I～Ⅳのいずれかの機能を有するシステムの導入経費について補助を受けた場合、5年以内にI～Ⅳに該当する他の機能を有するシステムを導入する場合には対象となるのか。	対象となる。なお、新たに必要となる備品等の整備についても対象となる。	2025/2/25
51	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	5年間の補助制限期間の起点は、先に補助を受けた年度となるか、それとも後に補助を受けた年度となるか。	先に補助を受けた年度とする。	2025/2/25
52	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	こども家庭庁の「保育所等におけるICT化推進事業」により補助を受けた幼保連携型認定こども園が、本補助を受けることは可能か。また、その際には5年間の補助要件は適用を受けるものか。	補助を受けることは可能。なお、こども家庭庁の補助から文部科学省の補助を受けるまでについては、5年間の要件の適用を受けない。	2025/2/25